

地域から世界に ともに未来を拓こう!

# CLASSIC

[クラシック]かわごえ

川越商工会議所 会報

<https://www.kawagoe.or.jp/>

## 特別臨時号

※本誌に記載されている情報は制作時点（4月中旬）の情報です。  
最新情報はお問い合わせください。

# 新型コロナウイルス感染症に 打ち克つ 経営の ために

大震災被災、事業再生、そして倒産を経験した 立石裕明氏からのメッセージ

## 中小企業・小規模事業者への緊急提言

P.2

金融機関勤務歴約 30 年の中小企業診断士 渡辺政之氏が経営の最重要ポイントを語る

## 「損益」と「資金繰り」の違いを 正しく理解する

P.3

会社を休業した場合の経済支援 特定社会保険労務士 原 宗康氏に聞く

## 「雇用調整助成金」について

P.7

今すぐ実践 テレワークの始め方 P.4 ~ 5

新型コロナウイルス感染症に関する金融支援について P.6

主なお問い合わせ先 ほか P.8

# 5

2020. May

vol. 709

事、国難としか言いようがありません。

そもそも、最近では好景が続いていました。当社の資金繰り相談が少数になったことからも、それは言えます。実感はなかったかもしれませんが、バブル期並みの低水準となった失業率など、各種の数字は景気の良さを表していました。しかし、その状況が二変したのです。過去30年を振り返ると、阪神淡路大震災、リーマンショック、そして東日本大震災、それ以外にも大規模水害、暖冬など、毎年のように何かがありました。今回は、それを遙かに上回る事態です。これは、有事であり戦後最大の国難なのです。

大災害の時は、被害がなかった地域が経済を回すという役割を果たすことができました。しかし今回は「被害がない」と言える地域がなく、日本中どこか世界中にもないのです。

最も深刻なのは、自粛せざるを得ない環境になり、人が動けなくなったことです。もちろん感染症対策なので異論はありません。しかしその結果、経済は甚大な影響を受けてしまいました。経営者が直面している苦勞は、計り知れません。どれだけ辛くて、悲しいか、眠れぬ夜か。阪神淡路大震災時に被災者となった自分が思い起こされます。このような状況下にいる経営者

大震災被災、事業再生、そして倒産を経験した立石裕明氏からのメッセージ

# 新型コロナウイルス感染症に打ち克つ経営のために

～中小企業・小規模事業者への緊急提言～

が、生き抜くためにまずやるべきことは経験則として3つあります。まず1つ目は、資金繰り対策です。当面の期間の資金計画を立ててください。最低でも数カ月から半年、売り上げの回復は見込めないと考えたほうが無難です。借り入れが必要ならすぐに手続きを始めてください。すでに日本政策金融公庫では「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施しています。利率も大変低く抑えられていますし、要件により3年間実質無利子となる制度も、小規模事業者ならクリアしやすく用意されています。そのために、簡単に良いので、資金繰り表を作してほしいのです。経営判断を間違わないためにも、数字を把握すると、少しは不安が和らぎます。平常心を保ちやすい。そしてそれは、時間稼ぎになります。

2つ目は出金を抑えることです。無駄な支出はもろもろ、抑えられるコストはギリギリまで抑えます。この状況下で「入」を増やすのはかなり難しく、「入」より「出」を減らすほうが効果的で、キャッシュを残せる可能性が大きいのです。資金繰りがどこまで持つかは、出費次第で決まると言っても良いくらいです。そのための公共機関、取引先などとの交渉も始めてください。

3つ目は、国の施策を利用することです。現在、国は経済産業省をはじめとして、経済の緊急対策を次々と繰り出しています。

利用しない理由はありません。状況は刻々と変化し、それに適して施策も次々と発表されています。分刻みにくいのは承知の上で、国の政策に注視し、情報に敏感になってください。経済産業省・中小企業庁のホームページ、商工会、商工会議所は良い情報源です。よろず支援拠点、金融機関への問い合わせも重要です。税理士や中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士などの専門家、経営者仲間との連携も必要でしょう。情報源と

経営者がやるべきことは3つ！

1. 資金計画を立てる
2. 出金を抑える
3. 国の施策を利用する

にも、メンターとしても大事です。国策などを批判したい気持ちも、痛いほど分かります。阪神淡路大震災で事業再生を余儀なくされた当時の自分もそうでした。しかし何かを批判しても解決しません。時間をもたないです。国難の時ほど、自分の足を固めてほしいのです。この状況を受け、切迫するため、経営者は、数字を把握し、出金を抑え、支援施策を調べ、それらを利用する能力が必要不可欠です。

経営者の皆さま、どうぞ「アンテナ」を高くして、この国難を乗り切ってもらえることを心からお祈りいたします。

(株)アテーナソリューション 代表取締役  
**立石裕明** Tateishi Hiroaki

1963年 淡路島の温泉旅館の三代目として生まれる  
 ■大阪芸術大学 芸術学部美術学科専攻科 修了 ■(株)アテーナソリューション 代表取締役 ■(一社)小規模企業経営支援協会 代表理事  
 ■経済産業省 中小企業政策審議会専門委員、中小企業支援ネットワークアドバイザー、震災復興支援アドバイザー  
 ■元兵庫県商工会青年部連合会長 ■NPO関西事業再生支援センター会員  
 ■著書:「どんぶり勘定だからこそ、あなたの会社はこれから伸びる!」きこ書房刊

## 「損益(赤字)」と「資金繰り」の違いを正しく理解する

経営者であれば、自社の損益(赤字・赤字)を決算書(損益計算書)から把握しているかと思えます。

しかし、「黒字であれば大丈夫!」と思ってしまうませんか? 損益と資金繰りは全く別物であることをまず正しく理解する必要があります。

- 「黒字倒産」という言葉が使われますが、この本当の意味を理解する必要があります。
- ① 売上が計上される時期とお金が回収される時期がずれる
  - ② 金融機関への返済は損益に反映されない
  - ③ 特定の月にだけ発生する支出(消費税など)がある

などといった理由が挙げられます。

「黒字倒産」が起こる理由を整理します。売上を計上するタイミングは契約時、請求時であるにもかかわらず、実際にお金が入ってくるのは2〜3カ月後になることが一般的です(現金商売の場合は同時)。一方で、支払わなければならない費用は、これとは関係なくやってきます(人件費・仕入資金・銀行への返済など)。

「倒産」とは、支払うべきものが支払えず信用を無くし(手形・小切手の不渡りなど)事業の継続ができなくなることを言います(赤字≠倒産ではありません)。

(単位:千円)

| 項目            | 4月計画  | 5月計画  | 6月計画   | 7月計画   | 8月計画  | 9月計画  |
|---------------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 前月より繰越現預金     | 2,000 | 1,200 | 500    | ▲1,500 | 2,400 | 1,700 |
| 売上高           | 3,000 | 6,000 | 2,000  | 3,000  | 5,000 | 3,000 |
| 現金売上          | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000  | 1,000 | 1,000 |
| 売掛金回収         | 2,000 | 2,000 | 3,000  | 6,000  | 2,000 | 3,000 |
| その他収入         |       |       |        |        |       |       |
| 経常収入計(A)      | 3,000 | 3,000 | 4,000  | 7,000  | 3,000 | 4,000 |
| 買掛金支払         | 2,000 | 1,800 | 3,600  | 1,200  | 1,800 | 3,000 |
| 支払手形決済        |       |       |        |        |       |       |
| 固定経費          | 1,000 | 1,000 | 1,000  | 1,000  | 1,000 | 1,000 |
| 人件費           | 500   | 500   | 500    | 500    | 500   | 500   |
| 消費税・税金        |       |       | 500    |        |       |       |
| 経常支出計(B)      | 3,500 | 3,300 | 5,600  | 2,700  | 3,300 | 4,500 |
| 経常収支(A)-(B)=C | ▲500  | ▲300  | ▲1,600 | 4,300  | ▲300  | ▲500  |
| 借入金(新規)       |       |       |        |        |       |       |
| その他財務収入       |       |       |        |        |       |       |
| 財務収入計(D)      | 0     | 0     | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 借入金返済         | 300   | 400   | 400    | 400    | 400   | 400   |
| 財務支出(E)       | 300   | 400   | 400    | 400    | 400   | 400   |
| 財務収支(D)-(E)=F | ▲300  | ▲400  | ▲400   | ▲400   | ▲400  | ▲400  |
| 総収支C+F        | ▲800  | ▲700  | ▲2,000 | 3,900  | ▲700  | ▲900  |
| 翌月繰越金         | 1,200 | 500   | ▲1,500 | 2,400  | 1,700 | 800   |

資金繰り表の例

「前月より繰越現預金」が手持ちの現金です。4月に売り上げた3000千円は、いったん売掛金になり6月にお金が入ってきます。しかし、その仕入れ分(1800千円)は5月には払わなければなりません。5月には6000千円を売り上げ、好調ですが、仕入れ分(3600千円)を6月に支払わなければなりません。さらに6月には消費税を払わなければなりません。

財務支出は借入金の返済です(損益には計上されません)。7月には5月の売り上げ6000千円が回収され、手持ち資金がプラス2400千円になります。6月には▲1500千円となりこの企業は6月に倒産することになります。これが「資金繰り」の重要性です。

では、どうすればいいのでしょうか? 6月に金融機関から2000千円を借り入れすればいいのです。しかし、金融機関に借入を申し込む必要があります。つまり、資金繰り表は今後6カ月程度先まで作成しておく必要があります。



中小企業診断士  
渡辺経営コンサルティング代表  
わたなべ まさひこ  
**渡辺政之**

早稲田大学卒業後、1979年に埼玉縣信用金庫入庫。2006年に渡辺経営コンサルティングを設立。企業の再生支援、金融機関対策、財務戦略等の「金」の分野と、組織体制構築、活性化、人材育成、営業力強化等会社力強化の「人」の分野からの切り口でのコンサルティングを得意とする。

最後に、どのような企業に資金繰り表が必要なのでしょう。もちろんすべての企業が資金繰り表を作成すべきですが、特に毎月の売上の増減が大きい、売上から回収まで時間がかかる、このような企業には絶対必要だと思えます。また、新型コロナウイルスにより急な売上低下になる企業は、手持ちの資金、今後入ってくるお金、支払わなければならない費用を整理してみても資金繰り表を作成し対策をとる必要があります。



(株)アテーナソリューション 代表取締役  
**立石裕明** Tateishi Hiroaki

1963年 淡路島の温泉旅館の三代目として生まれる  
 ■大阪芸術大学 芸術学部美術学科専攻科 修了 ■(株)アテーナソリューション 代表取締役 ■(一社)小規模企業経営支援協会 代表理事  
 ■経済産業省 中小企業政策審議会専門委員、中小企業支援ネットワークアドバイザー、震災復興支援アドバイザー  
 ■元兵庫県商工会青年部連合会長 ■NPO関西事業再生支援センター会員  
 ■著書:「どんぶり勘定だからこそ、あなたの会社はこれから伸びる!」きこ書房刊

# テレワークの始め方

## テレワークにおける実施段階 図3

|      |  |
|------|--|
| レベル5 | 顧客やパートナー企業など、外部とのコラボレーション環境の利用を許可している                |
| レベル4 | テレワークに特化したプレゼンス管理機能を持つツールを利用し、効果的なワークスペース環境で業務を遂行できる |
| レベル3 | ワークストリーム・コラボレーションを導入し、自宅から同僚と協業できる                   |
| レベル2 | 社外からメール/コラボレーション/ソフトウェアにアクセスできる                      |
| レベル1 | オフィス・ワーカー全般における個人作業の持ち帰り。特にコラボレーションはしない              |
| レベル0 | 主に外勤職など「事業場外みなし労働時間制」扱いされている職種のみが対象                  |

※出典：ガートナー プレスリリース、2020年3月13日「ガートナー、テレワークの本格化に向けて注意すべきポイントを発表」  
<https://www.gartner.com/jp/newsroom/press-releases/pr-20200313>

会社とテレワークを行う従業員とのコ

### テレワークに 便利なツール

8 テレワーク推進のための評価と改善  
 テレワークを実施したら必ず評価し、改善を行いましょ

7 研修等説明会の開催  
 7 テレワークの試行・実施の開始

緊急時の対策であるため、事前に研修を開くことは難しいかもしれません。しかし、テレワークの目的や、報連相にまつわることなど、大切なことは事前に社員に伝えておきましょう。さらに、情報セキュリティ対策はしっかりとっておきましょう。テレワークを行う際の脅威としてはコンピューターウイルスや端末の紛失・盗難、盗聴、不正侵入などが挙げられます。対策を取った上でテレワークに臨みましょう。

テレワークを導入した川越市内の企業では、さまざまな成果が出てきています。事務職でテレワークを導入した企業は、社員が自宅で子どもを見ながら働き続けられる環境をつくることができました。また、電子印章やインターネットFAXを導入した企業などは、ペーパーレス化を実現できました。

### 市内企業でも成果が続々

どれも無料ツールがあります。常にバッグやセキュリティの情報チェックしながら使用していくことが大切です。

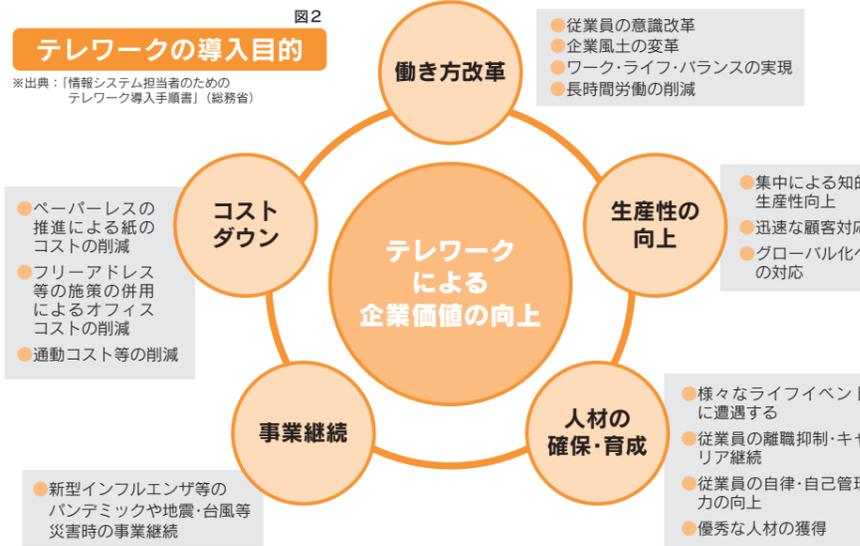
3 現状把握  
 3 現状把握

さらに詳しく知りたい方は…

- 情報システム担当者のためのテレワーク導入手順書 (厚労省)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000668432.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000668432.pdf)
- テレワークセキュリティガイドライン第4版 (厚労省)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000545372.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000545372.pdf)
- 助成金情報: テレワークを導入する企業に上限額100万円(補助率2分の1)を補助する「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」が2020年4月1日から開始されました。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikiteiwork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikiteiwork.html)

【お問い合わせ先: 川越商工会議所経営支援部 TEL:049(229)1810】

政府が行った新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言を受けて、企業はさまざまな対応に追われています。働き方改革の視点でも注目されてきたテレワーク(在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス)が、社員の健康を守ることや営業活動への影響を避けるために続々と導入されています。本記事では、テレワークを今すぐに始めるための情報をお伝えします。



1 導入目的の明確化  
 1 導入目的の明確化

2 対象範囲の決定  
 2 対象範囲の決定

3 現状把握  
 3 現状把握

4 導入計画の策定  
 4 導入計画の策定

5 実施環境の整備  
 5 実施環境の整備

6 研修等説明会の開催  
 6 研修等説明会の開催

7 テレワーク試行・実施の開始  
 7 テレワーク試行・実施の開始

8 テレワーク推進のための評価と改善  
 8 テレワーク推進のための評価と改善

テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

- インターネット環境
- PCやタブレット、スマートフォンなど通信ができるデジタル端末
- ソフトウェア

これらをそろえることが、テレワークを開始するための第一歩です。

テレワーク導入までの流れ

より大きな成果を生み出すために、テレワークの全体像を俯瞰的に眺めて戦略を練ってみましょう。おおよそ、(図1)のような流れで進めていきます。

1 導入目的の明確化  
 現状では緊急事態への対応と目的がはっきりしていませんが、テレワーク実施の目的としては主に(図2)のような内容が挙げられます。平時の困りごとを解消できるようにすすめていきましょう。

2 対象範囲の決定  
 最も重要といえるのは、誰がどのように取り組むのかを決めることです。自社のテレワークの準備態勢をチェックし、無理

3 現状把握  
 現状では緊急事態への対応と目的がはっきりしていませんが、テレワーク実施の目的としては主に(図2)のような内容が挙げられます。平時の困りごとを解消できるようにすすめていきましょう。

4 導入計画の策定  
 テレワークをどの部門・グループで開始し、毎日行うのか、

5 実施環境の整備  
 テレワークを導入が難しい職種・製造、接客、販売、医療・福祉など

6 研修等説明会の開催  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

7 テレワーク試行・実施の開始  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

8 テレワーク推進のための評価と改善  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

- ### テレワーク導入のプロセス 図1
- 1 導入目的の明確化
  - 2 対象範囲の決定
  - 3 現状把握
  - 4 導入計画の策定
  - 5 実施環境の整備
  - 6 研修等説明会の開催
  - 7 テレワーク試行・実施の開始
  - 8 テレワーク推進のための評価と改善

テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

- インターネット環境
- PCやタブレット、スマートフォンなど通信ができるデジタル端末
- ソフトウェア

これらをそろえることが、テレワークを開始するための第一歩です。

テレワーク導入までの流れ

より大きな成果を生み出すために、テレワークの全体像を俯瞰的に眺めて戦略を練ってみましょう。おおよそ、(図1)のような流れで進めていきます。

1 導入目的の明確化  
 現状では緊急事態への対応と目的がはっきりしていませんが、テレワーク実施の目的としては主に(図2)のような内容が挙げられます。平時の困りごとを解消できるようにすすめていきましょう。

2 対象範囲の決定  
 最も重要といえるのは、誰がどのように取り組むのかを決めることです。自社のテレワークの準備態勢をチェックし、無理

3 現状把握  
 現状では緊急事態への対応と目的がはっきりしていませんが、テレワーク実施の目的としては主に(図2)のような内容が挙げられます。平時の困りごとを解消できるようにすすめていきましょう。

4 導入計画の策定  
 テレワークをどの部門・グループで開始し、毎日行うのか、

5 実施環境の整備  
 テレワークを導入が難しい職種・製造、接客、販売、医療・福祉など

6 研修等説明会の開催  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

7 テレワーク試行・実施の開始  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。

8 テレワーク推進のための評価と改善  
 テレワークを始めるために必要なものは、基本的には次の3つです。



# 特別臨時号 SPECIAL

## 新型コロナウイルス感染症に関する 金融支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした金融支援策が出ております。ご利用にあたっては各種要件がございますので、当所までご確認をお願いします。

※下記に関する情報は4月16日時点のものです。  
最新の情報、制度の詳細はお問い合わせください。

### 埼玉県制度融資 銀行、信用金庫の県内に所在する本・支店での貸付

令和2年度の補正予算成立に基づき、実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料免除の融資が拡大される予定です。詳細はお問い合わせください。  
【利率：5年超10年以内、中段：3年超5年以内、下段：1年超3年以内（2020年4月1日～9月30日融資実行分）】

| 資金名称   | 限度額  | 期間                   | 利率              | 保証料            | 担保                               | 保証人  |
|--|--|----------------------|-----------------|----------------|----------------------------------|--|
| 経営あんしん資金<br>【新型コロナウイルス特例】                            | 1億円(運転)  | 運転10年<br>(3年据置可能)    | 0.8%以内          | 0.45%~1.64%    | 個人:原則不要<br>法人:原則代表以外の<br>連帯保証人不要 | 個人:不要(原則)<br>法人企業:代表者<br>を連帯保証人とす<br>る(原則) |
| 経営安定資金<br>【新型コロナウイルス特例】<br>(災害復旧関連)<br>※市町村発行の認定書が必要 | 1億6,000万円(運転)<br>1億6,000万円(設備)<br>(運転・設備合わせて<br>1億6,000万円)       | 運転・設備10年<br>(3年据置可能) | 0.5%以内          | 0.8%以内         | 金融機関・信用保証<br>協会との協議              |  |
| 経営安定資金<br>【新型コロナウイルス特例】<br>(特定業種関連)<br>※市町村発行の認定書が必要 | 1億円(運転)  | 運転10年<br>(3年据置可能)    | 0.6%以内          | 0.68%以内        |                                  |  |
| 緊急借換資金   | 1億5,000万円(運転) 既往<br>借入金、必要に応じた新規<br>運転資金及び借換時に払う<br>保証料相当額の合計を限度 | 運転10年<br>(1年据置可能)    | 金融機関所定<br>金利を適用 | 各要件によって<br>異なる |                                  |  |

### 川越市制度融資 銀行、信用金庫の市内、近隣市町村に所在する支店での貸付

| 資金名称                                  | 限度額     | 期間      | 利率       | 保証料      | 担保 | 保証人  |
|---------------------------------------|---------|---------|----------|----------|----|--|
| 川越市小規模事業者<br>セーフティ融資<br>【新型コロナウイルス特例】 | 1,000万円 | 運転・設備7年 | 年1.1%以内★ | 0.65%以内★ | 不要 | 個人:不要(原則)<br>法人企業:代表者<br>を連帯保証人とす<br>る(原則) |

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付・小規模事業者経営改善貸付 日本政策金融公庫での貸付

| 資金名称                           | 限度額       | 期間                                     | 利率   | 担保 | 保証人 |
|--------------------------------|-----------|--|--|----|-----|
| 新型コロナウイルス感染症<br>特別貸付           | 別枠6,000万円 | 設備20年<br>(5年据置可能)<br>運転15年<br>(5年据置可能) | ■3,000万円以下<br>当初3年間:基準(災害)-0.9%★<br>3年経過後:基準(災害)※<br>■3,000万円超<br>基準(災害) | 不要 | 協議  |
| 小規模事業者経営改善貸付<br>【コロナウイルス対策マル経】 | 別枠1,000万円 | 設備10年<br>(4年据置可能)<br>運転7年<br>(3年据置可能)  | 当初3年間:基準(マル経)-0.9%<br>3年経過後:基準(マル経)※                                     | 不要 | 不要  |

※基準(災害)利率…1.36%/基準(マル経)利率…1.21%(2020年4月16日現在)  
★一定の条件を満たす方は、利息支払後に申請を行うことで支払った利息分の金額が交付されます。申請方法等の詳細については、決定次第中小企業庁HPで公表予定です。

【お問い合わせ先】経営支援部 経営支援グループ ☎(229)1810

特別  
寄稿

耳にするけどよくわからない…

## 『雇用調整助成金』

について専門家にズバリ聞いた!

(休業のケース)

新型コロナウイルス感染症の経済支援策の一つとして、支払った休業手当の一部が助成される雇用調整助成金があります。「耳にするけどよくわからない」そんな疑問を専門家にズバリ聴きました!

**Q 雇用調整助成金とはどのような助成金?**  
A 通常、景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を補助するものです。今回、令和2年4月1日(6月30日まで)を緊急対応期間(特例措置)として、新型コロナウイルスの影響を受ける事業主に対して、助成内容を拡充するとともに、支給申請を簡素化し負担軽減のための緩和を行いました。(4月10日発表)

**Q 受給できる事業者は?**

A 対象となるのは、雇用保険の適用事業主で新型コロナウイルスの影響を受ける会社・個人事業主(全業種)です。緊急対応期間においては、事業所設置後1年未満(令和2年1月24日時点)の事業主も助成対象となります。(労災のみ適用事業主は別途緊急雇用安定助成金にて助成をうけられます。)

**Q 対象となる従業員は?**

A 通常は雇用保険に6カ月以上加入

している従業員が対象となりますが、今回の特例では対象者を拡大し、加入期間が6カ月未満や被保険者でない人であっても適用となります。つまり、新入社員や契約社員、パート従業員、アルバイトを休業などさせた場合であっても、助成金給付の対象になるといえます。(雇用保険被保険者以外は緊急雇用安定助成金の対象)

**Q 助成金の支給は何を基準に決めるのか?**

A 売上高、または生産量などの事業活動の指標の値が直近1カ月で5%以上減少していることとなります。手続きには正式な会計帳簿でなくとも、売上、生産高などが確認できる既存の帳簿でもOKです。 ※「直近1カ月」とは、計画届を提出した月の前月を指します。

**Q 休業とは? 休業手当とは?**

A 休業とは労働日に従業員を休ませることで、営業を休み、事務所内で作業をするような場合はありませぬ。有給休暇を取得させる場合も対象になります。 そうした休業に対しては法律上、1日当たり休業手当として、平均賃金(過去3カ月間の賃金の総額÷暦日数)の60%以上を支払う必要があります。(労働基準法上の休業手当)

**Q 助成率・支給限度日数はどのくらい?**

A 今回の特例により中小企業においては80%(4/5)、さらに1月24日

から賃金締切期末日までの間に解雇がなければ90%(9/10)とアップしています。支給日数については1年間で100日が限度ですが緊急対応期間は別枠で受給可能です。 助成率については、5月上旬にさらなる拡充が予定されています。(4月25日発表)

**Q 受給できる金額は?**

(30名を10日間休業させる場合)

A 30名×6,480円×10日 = 1,944,000円  
会社の前年平均給与(※1)の日額が12,000円で休業手当を7,200円(平均給与額の60%)支給した場合、6,480円(90%又は80%)が助成されます。 ※1会社の前年平均給与とは…前年度雇用保険料算定基礎となる賃金総額を1カ月平均雇用保険料被保険者数、年間所定労働日数で割った額を基準に、休業手当の支給率を掛けた算出します。実際に支払った賃金・休業手当が基準ではないことに注意が必要です。

**Q 雇用保険未加入者の受給額は?**

(10名を13日間休業させる場合)

A 10名×5,400円(支給単価)×13日 = 702,000円  
支給単価(※2)は、一人当たりの休業手当の支給平均額を6,000円とした場合、5,400円(90%又は80%)です。 ※2未加入者の場合、休業手当の平均額を基準に算出されます。また、前述の緊急雇用安定助成金として別枠で支給されるため、申請書類も別になります。

**Q まず何から始めたらいですか?**

A STEP1 休業を具体的に検討する。(対象者、休業の期間、全休or部門休、全日or時間等)

**Q 手続きはいつまでに行いますか?**  
A 本来であれば休業前に計画届を提出しますが、今回の特例では、休業の実施後事後提出※3も可能です。終了後2カ月以内に、実績に基づき支給申請を行います。現在、手続きの簡素化により、支給決定後1カ月程度で助成金が振り込まれると説明されていますが、今後の状況を考えて2カ月は見込んでおいた方がいいかもしれません。

雇用調整助成金には、このほかにも支給要件、必要書類があります。また、内容について改正されること予想されます。詳細や最新情報は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。http://ur0.work/0xKa

【お問合せ・お手続き】  
各ハローワーク助成金窓口まで(郵送可能)

全国社会保険労務士会連合会では、雇用調整助成金に関する概要から手続きの動画を公開しています。ぜひご参照ください。

原 宗康  
原経営労務管理事務所 代表  
■特定社会保険労務士  
■埼玉県社会保険労務士会  
川越支部 副支部長  
■川越商工会議所議員

※この内容は4月16日現在の内容に基づいて作成しています。

# 新型コロナウイルス感染症に関連する 主な問い合わせ先 (営業時間は4月28日現在の情報です)

## ■テレワークに関するご相談

|             |                |                    |
|-------------|----------------|--------------------|
| テレワーク相談センター | 0120 (916) 479 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
|-------------|----------------|--------------------|

## ■従業員の休暇など労働条件、就業規則に関するご相談

|           |                |                    |
|-----------|----------------|--------------------|
| 埼玉労働局     | 048 (600) 6262 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
| 川越労働基準監督署 | 049 (242) 0891 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 |

## ■雇用調整助成金に関するご相談

|                |                |                    |
|----------------|----------------|--------------------|
| 雇用調整助成金コールセンター | 0120 (60) 3999 | 9:00～21:00         |
| 埼玉労働局          | 048 (600) 6262 | 月曜日～金曜日 9:00～17:00 |
| ハローワーク川越       | 049 (242) 0197 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 |

## ■各種融資制度に関するご相談

|               |                |                    |
|---------------|----------------|--------------------|
| 日本政策金融公庫 川越支店 | 049 (246) 3211 | 月曜日～金曜日 9:00～15:00 |
| 埼玉県 産業労働部 金融課 | 048 (830) 3801 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 |

## ■セーフティネット保証に関するご相談

|                 |                |                                  |
|-----------------|----------------|----------------------------------|
| 川越市 産業観光部 産業振興課 | 049 (224) 5934 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15               |
| 埼玉県信用保証協会 川越支店  | 049 (249) 1671 | 平日 9:00～17:20<br>土日祝日 9:00～17:00 |

## ■新型コロナウイルス感染症への感染に関するご相談

|                               |                |                    |
|-------------------------------|----------------|--------------------|
| 厚生労働省 電話相談窓口                  | 0120 (565653)  | 9:00～21:00         |
| 埼玉県新型コロナウイルス感染症<br>県民サポートセンター | 0570 (783) 770 | 24時間受付             |
| 川越市保健所                        | 049 (227) 5107 | 月曜日～金曜日 8:30～17:15 |

## ■経営全般に関するご相談

|               |                |                     |
|---------------|----------------|---------------------|
| 川越商工会議所 経営支援部 | 049 (229) 1810 | 月曜日～金曜日 10:00～16:30 |
|---------------|----------------|---------------------|

川越の身近なお店を  
みんなで応援しよう。

飲食店の  
テイクアウト・デリバリー

小売店

川越商工会議所

▲トップページ

## 緊急企画「会員企業応援サイト」を開設しました

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける会員事業所の皆さまの売上回復・販路の確保を目的とした、商品・サービスPR用のサイトを開設します。商品・サービスのPR、お店のPR等にご活用ください。

【ご注意】誠に申し訳ございませんが、掲載情報は小売業の商品および飲食業のテイクアウト及びデリバリーに限らせていただきます。

掲載 URL



[http://www.koedo049.com/  
message](http://www.koedo049.com/message)

登録用 URL



[http://www.koedo049.com/  
message/regist\\_form.html](http://www.koedo049.com/message/regist_form.html)

※登録は会員企業に限らせていただきます



## 川越商工会議所公式 Facebook ページを開設しました

会員事業所をはじめとした市内事業者の皆さまに役立つ最新情報を発信するため、当所の公式 Facebook ページを開設しました。皆さまからの「いいね！」やフォロー、シェアをお待ちしております。

公式



<https://www.facebook.com/kawagoecci/>

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへ

川越商工会議所では新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に「経営相談窓口」を設置しています。

資金繰りをはじめとする、経営上のご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川越商工会議所 経営支援部  
☎ 049(229)1810

### 支援策に関する最新情報

経済産業省では、企業を支援するための施策をご案内しています。最新情報は、

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、  
または右の QR コードよりご確認ください。

